

＜ワンストップ特例を申請する皆様へ＞

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体（自治体）に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体（自治体）以内であれば、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる仕組みです。

この制度を利用するには、ワンストップ特例の申請書を寄附した団体（自治体）に提出していただく必要がありますので、申請書と必要添付書類のご提出をお願いいたします。

【ご注意】確定申告をする方や6団体（自治体）以上にワンストップ特例を申請する方等は、特例が適用されません。

～ ワンストップ特例を申請しても適用されない場合 ～

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした又は住民税の申告をした
- ・ 6団体（自治体）以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない。

※ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに寄附した団体（自治体）に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、
ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告等において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

添付する書類

◆マイナンバー（個人番号）の提供のお願い

番号法の施行（マイナンバー導入）に伴い、[個人番号確認の書類]と[本人確認の書類]のコピーを「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」と一緒に郵送することが必須になりました。

	[マイナンバーカード] を持っている方	[個人番号通知カード] を持っている方	どちらも持っていない方
個人番号確認 の書類	マイナンバーカードの [裏面]のコピー 	個人番号通知カードのコピー 	個人番号が記載された 住民票のコピー 
	+	+	
本人確認 の書類	個人番号カードの [表面]のコピー 	下記いずれかの身分証のコピー ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書	※左記の身分証を持っていない方は 下記いずれかのコピー2点 ・ 公的医療保険の被保険者証 ・ 年金手帳 ・ 国税、地方税、社会保険料、 公共料金の領収書 ・ 納税証明書 他

◆寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ申請書）送付先について

※ワンストップ特例制度の申請を希望される方は同封の申請書に必要事項をご記入の上、寄附先自治体のふるさと納税取り扱い窓口へ郵送により提出をお願いいたします。

※提出期日：**翌年1月10日（必着）**にてご返送ください。